

【参 考】ぼうこう・直腸機能障害等級表解説 整理表

等級の各行の「○」はすべて、「△」はいずれか1つが該当する必要があります。

等級	腸管ストマ		尿路変向（更） ストマ		治癒困難な腸瘻 ※3		高度の 排便機 能障害 ※4	高度の 排尿機 能障害 ※4	
	ストマ 造設 ※1	排便処理 が著しく 困難な 状態※2	ストマ 造設 ※1	排尿処理 が著しく 困難な 状態※2	腸瘻	排泄処理 が著しく 困難な 状 態			
1 級	a	○	△	○	△				
	b	○	○					○	
	c			○	△	○	△		
	d			○	○			○	
	e					○	○		○
3 級	a	○		○					
	b	○	△					△	
	c			○		○			
	d			○	△			△	
	e					○	△		△
	f							○	○
4 級	a	△		△					
	b					○			
	c							△	△

※1 排尿・排便のための機能を持ち、将来閉鎖の予定がない永久的造設に限る。

※2 ストマ造設後6か月を経過した日以降に認定。

※3 治療が終了し、障害が認定できる状態になった時点で認定。

※4 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）による場合を除き、直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因する障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する障害発生後、6か月を経過した日以降をもって認定。